

2024年3月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 W i l l S m a r t
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 井 康 弘
(コード番号：175A 東証グロース市場)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員 布 目 章 次
コ ー ポ レ ー ト 本 部 長
TEL. 03-3527-2100

募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年3月13日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 100,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2024年3月29日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格
(募集価格) | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案の上、2024年4月8日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取受けさせる。 |
| (6) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (7) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から
発行価格等決定日の4営業日後の日まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込期日 | 2024年4月15日(月曜日) |
| (10) 株式受渡期日 | 前記払込期日の翌営業日とする。 |
| (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」
(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 100,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2024年3月29日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が募集株式の払込金額を下回る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (3) 処分価格
(募集価格) | 未定(発行価格等決定日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 募集方法 | 処分価格(募集価格)による一般募集とし、大和証券株式会社
に全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
引受価額は、処分価格(募集価格)と同時に決定する。 |
| (6) 申込期間 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。 |
| (8) 払込期日 | 上記1.における公募による募集株式発行の払込期日と同一とする。 |
| (9) 株式受渡期日 | 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。 |
| (10) 募集株式の払込金額及びその他公募による自己株式の処分に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (11) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本自己株式の処分も中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 引受人の買取引受による売出しの件

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 472,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社 222,000株
福岡県北九州市戸畑区中原新町3番1号
株式会社ゼンリン 200,000株
東京都港区新橋六丁目19番15号
都築電気株式会社 50,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定(発行価格等決定日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。 |
| (4) 売出方法 | 売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、野村證券株式会社、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社
に全株式を買取引受けさせる。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.にお |

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」
(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

る公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。

- (6) 申 込 期 間 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、本売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 100,800 株
なお、売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しを全く行わない場合がある。
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 100,800 株（上限）
- (3) 売 出 価 格 未 定（発行価格等決定日に決定される予定）
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出価格による一般向けの売出しとする。
- (5) 申 込 期 間 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (8) 上記1.の募集株式数又は上記2.の募集株式数、上記3.の売出株数に変更される場合、本オーバーアロットメントによる売出株式数の上限は、変更後における1.の募集株式数、2.の募集株式数、3.の売出株式数との合計数の15%となる数（100株未満切り捨て）に読み替える。
- (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合、又は上記2.において定める公募による自己株式の処分が中止された場合、又は上記3.において定める引受人の買取引受による売出しが中止された場合は、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

5. 第三者割当による募集株式発行の件

（「4. オーバーアロットメントによる売出しの件」に関連して行う第三者割当増資）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 100,800 株
- (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 未 定（2024年3月29日開催予定の取締役会で決定）
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (3) 割 当 価 格 未定
なお、上記 1. における公募による募集株式の引受価額と同一とする。
- (4) 払 込 期 日 2024 年 5 月 15 日(水曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 大和証券株式会社 100,800 株
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (9) グリーンシュエアオプション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。
- (10) 上記 4. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。

以上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」
(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式数及び売出株式数
- | | |
|-----------|---|
| 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 200,000 株
(うち、自己株式の処分 当社普通株式 100,000 株) |
| 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 472,000 株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 100,800 株 |
- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2024年4月1日(月曜日)から
2024年4月8日(月曜日)まで
- (3) 発 行 価 格 等 決 定 日 2024年4月8日(月曜日)
(発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)
- (4) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から
発行価格等決定日の4営業日後の日まで
- (5) 払 込 期 日 2024年4月15日(月曜日)
- (6) 株 式 受 渡 期 日 上記払込期日の翌営業日とする。
(上場(売買開始)日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアオプション」という。)を、2024年5月10日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2024年3月13日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を2024年5月15日とする当社普通株式100,800株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシュエアオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(株式受渡期日)から2024年5月10日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」
(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,344,000株
公募増資による増加株式数	100,000株
公募増資後の発行済株式総数	1,444,000株
第三者割当増資による増加株式数	100,800株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,544,800株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「5. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシュエーション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式総数の推移

現在の自己株式数	100,000株
公募による自己株式の処分株式数	100,000株
公募による自己株式の処分後の自己株式数	－株

4. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行及び自己株式の処分により調達する手取概算額 270,000 千円並びに第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 138,104 千円については、①人材採用及び人件費・教育費用、②設備投資に充当し、残額は借入金の返済資金の一部として2026年3月期までに充当する予定であります。

具体的な資金使途及び充当期は、以下の通りです。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,380円)を基礎として算出した見込額であります。

① 人材採用及び人件費・教育費用

人材採用に伴う採用費用及び顧客基盤の拡充・強化に向けた営業人員及び開発体制の強化のための開発人員の人件費・教育費用として2025年3月期に119,000千円、2026年3月期に234,000千円を充当予定であります。

② 設備投資

当社プラットフォームを拡充し提供サービスを増やすため、ソフトウェアへの設備投資に必要な資金として、2025年3月期に24,000千円、2026年3月期に12,000千円に充当予定であります。なお、2024年1月31日現在、設備投資計画は、以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年 月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都江東区)	モビリティ	サービス提供用 ソフトウェア	36,000	15,864	自己資金	2023年 4月	2024年 5月	(注) 1
本社 (東京都江東区)	モビリティ	サービス提供用 ソフトウェア	24,000	－	増資資金	2025年 3月期 (注) 2	2025年 3月期 (注) 2	(注) 1
本社 (東京都江東区)	モビリティ	サービス提供用 ソフトウェア	12,000	－	増資資金	2026年 3月期 (注) 3	2026年 3月期 (注) 3	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力については、増加能力を見積もることが困難であることから記載をしております。

2. 着手予定年月及び完了予定年月は2025年3月期中を予定しており、月は未定であります。

3. 着手予定年月及び完了予定年月は2026年3月期中を予定しており、月は未定であります。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当は、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、業績や財政状態等を総合的に勘案し、適切な配当を実施

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」
(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

していくことを基本方針としております。

当社は、剰余金を配当する場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、当該剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、さらなる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備に対する投資等の財源として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の募集及び売出し後、積極的に株主への利益の還元を実施していく予定であります。具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり当期純利益	1,938.42円	△24.63円	△225.12円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)
実績配当性向	-	-	-
自己資本当期純利益率	3.9%	-	-
純資産配当率	-	-	-

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。

3. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

4. 当社は2021年12月2日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、2021年3月期の各数値(1株当たり配当額については全ての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
1株当たり当期純利益	19.38円	△24.63円	△225.12円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)

6. 販売方針

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

7. 指定販売先への売付け(親引け)

今回の公募による募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに当たり、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち10,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社である大和証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

（注）上記「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。